

## 山口県保育士試験受験対策学習費用補助事業に係る FAQ

番号	質問	回答
<b>補助対象について</b>		
1	どのような場合に補助対象となりますか。	<p>保育士試験に合格し、保育士登録を行って保育士証の交付を受けた後、県内の対象施設（Q2参照）において保育士として1年以上勤務することが決定し、実際に勤務を開始された方が補助の対象となります。</p> <p>※勤務を開始した月の末日までの申請が必要です。（やむを得ない理由がある場合を除く）＜Q10参照＞</p> <p>※令和7年4月1日以前に、県内外の対象施設等で保育士として勤務したことがある方は対象外です。</p> <p>「山口県保育士試験受験対策学習費用補助金の申請に係るフロー」についても御参照ください。</p>
2	補助の対象となる勤務先施設を教えてください。	<p>対象施設については、下記のとおりです。なお、いずれも公立施設は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所</li> <li>・ 認定こども園</li> <li>・ 小規模保育事業（A型・B型）</li> <li>・ 事業所内保育事業</li> <li>・ 乳児院</li> <li>・ 児童養護施設</li> </ul>
3	対象となる経費は何ですか。	<p>保育士試験受験講座の受講（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制）に要する入学料・受講料・左記経費の消費税が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入学料：受講の開始に際して納付する入学金又は登録料</li> <li>・ 受講料：面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む）</li> <li>・ 上記に係る消費税</li> </ul>
4	書店などで販売されている、市販のテキストの購入経費も補助の対象になりますか。	<p><u>市販のテキストの購入については、補助の対象となりません。</u></p> <p>対象経費は、<u>保育士試験受験講座の受講に係る経費</u>（入学料及び受講料）となっています。</p>
5	保育士試験受験講座については、いつ受けたものが対象となりますか。	<p>対象となる保育士試験受験講座については、最終合格した保育士試験の筆記試験から起算して2年前の属する月の1日までが対象となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前期試験：筆記試験が4月のため、その2年前の4月1日以降の講座</li> </ul>

		<p>・後期試験：筆記試験が10月のため、その2年前の10月1日以降の講座</p>
6	<p>保育補助者として、既に対象施設に勤務しています。この場合でも、保育士試験に合格すれば補助の対象となりますか。</p>	<p>既に対象施設（Q2参照）に勤めている場合であっても、保育士試験に合格し、保育士証の交付を受け、「保育士」として配置替えの上、1年以上勤務することが決定した場合には、補助の対象となります。</p> <p>（例）令和6年からA保育園で保育補助者として勤務。令和7年後期試験に合格し、令和8年4月1日から「保育士」として、A保育園で継続して勤務する場合、補助の対象となります。</p>
7	<p>令和6年度以前に保育士試験に合格したのですが、補助の対象となりますか。</p>	<p>保育士試験合格後、令和7年3月31日までの期間に、県内外の対象施設（Q2参照）において保育士として従事したことがなく、令和7年4月1日以降に県内の対象施設で保育士として勤務を開始される方であれば、補助の対象となります。</p> <p>（例1）補助の対象とできるケース</p> <p>①令和3年保育士試験合格後、保育士としては就業しておらず、令和8年4月1日から認定こども園で保育士として勤務。</p> <p>②令和6年保育士試験合格後、令和7年4月1日から対象外施設で保育士として勤務し、令和8年10月1日から保育所で保育士として勤務。</p> <p>③令和4年から事業所内保育事業で保育補助者として勤務。令和8年前期試験に合格し、同施設において、令和8年10月から保育士として配置替えの上、勤務。</p> <p>（例2）補助の対象とできないケース</p> <p>①令和元年保育士試験合格後、保育所で保育士として勤務し、令和8年4月1日から小規模保育事業で保育士として勤務。</p>
8	<p>県外に在住し、県内の対象施設に就職した場合は、補助の対象となりますか。</p>	<p>県外に在住されている方であっても、県内の対象施設（Q2参照）で保育士として勤務される場合は補助の対象となります。</p>
9	<p>補助の対象になるかどうか分からないのですが。</p>	<p>補助の対象となるか等の判断に迷われた場合、こども政策課（083-933-2747）までご相談ください。</p>
申請について		
10	<p>補助金の申請締切はいつですか。</p>	<p>保育士証の交付を受けて以降、対象施設（Q2参照）で1年以上勤務することが決定し、実際に勤務を開始した月の末日となります。なお、やむを得ない理由により期日までの提出が間に合わ</p>

		<p>ない場合、まずは こども政策課（083-933-2747）まで御相談ください。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年前期試験に合格し、令和9年1月15日から保育士として勤務される方</li> </ul> <p>→令和9年1月31日までに申請書を御提出ください。</p>
11	保育士試験受験講座の受講に要した入学料・受講料であれば、全額申請してもよいですか。	<p>一部、下記のとおり対象とならない経費がありますので、御留意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の検定試験の受講料</li> <li>・受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材費</li> <li>・補講費</li> <li>・講座実施事業者が定める期間を超えて受講した場合に必要な費用</li> <li>・講座実施事業者が実施する各種行事参加に係る費用</li> <li>・学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用</li> <li>・受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材等</li> </ul>
12	講座受講費の振込手数料も対象としてよいですか。	<p>振込手数料については、補助の対象となりませんのでご留意ください。</p>
13	受講に係る領収書については、どのような書類を提出すればよいですか。	<p>講座実施事業者が対象経費について発行した領収書又は講座実施事業者に対し振り込みを行ったことを金融機関が証明した書類（以下「振込証明書類」という。）を提出してください。</p> <p>クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の控に必要事項を付記したものを含む。）を提出してください。</p> <p>領収書については、下記の事項が記載されたものを提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「講座実施事業者の名称」</li> <li>② 「支払者名」</li> <li>③ 「領収額（又はクレジット契約額）」</li> <li>④ 「領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）」</li> <li>⑤ 「領収日（又はクレジット契約日）」</li> </ol>
14	クレジットカード決済の場合、分割手数料は補助対象となりますか。	<p>クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は、補助の対象外です。</p>
15	入学料及び受講料を分割払いで支払ったのですが、どのように申請すればよいですか。	<p>支払った費用として講座実施事業者が証明する額又は講座実施事業者に対し振込を行ったことを金融機関が証明した額が補助の対象となります。</p> <p>分割払いの場合であっても、対象としたい経費全額について、支払ったことを証明できる書類を提出してください。</p>

		<p>なお、支給申請時点で未納となっている入学料又は受講料は補助の対象となりません。</p>
16	<p>交付申請書兼事業実績報告書兼請求書のうち、申請額はどのように記載したらよいですか。</p>	<p>「①対象経費の支出額」については、保育士試験受験講座の受講にあたり支払った入学料・受講料の経費のうち、補助対象とならない経費（補講費等）を差し引いた金額を記載してください。</p> <p>「③補助所要額」については、「①対象経費の支出額」と「②補助上限額」（20万円）を比較し、低い方の額を記載してください。この額が、本事業の申請額となります。</p> <p>（例）保育士試験受験講座の受講料として支払った総額 70,000 円のうち、補講費（対象外経費）8,000 円が含まれている場合</p> <p>①対象経費の支出額：62,000 円（70,000 円から 8,000 円を差し引いた額）</p> <p>③補助金所要額：62,000 円</p> <p>→申請額は 62,000 円です。</p>
17	<p>添付書類について、「対象施設で1年以上勤務することが決定し、勤務開始したことが確認できる書類」とありますが、何を提出すればよいですか。</p>	<p>下記のいずれかを御提出ください。</p> <p><u>(1)雇用契約書の写し・出勤簿等を御提出いただく場合</u></p> <p>下記のとおり2種類の書類を御提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年以上勤務することが決定したことが分かる書類として、雇用契約書の写し等、「勤務先施設」「雇用期間」「保育士としての任用である旨」を雇用主により証明する書類</li> <li>・勤務を開始したことが分かる書類として、出勤簿や勤務シフトの写し等</li> </ul> <p><u>(2)在職証明書（別紙2）を御提出いただく場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用主により記載したものを御提出ください。</li> </ul>
18	<p>県に補助金申請を行った後、補助金の振込はいつ頃になりますか。</p>	<p>申請受付後、県で補助の対象となるか審査を行います。補助金の交付が認められる場合には、書面を郵送して通知することとし、支払時期についても併せて記載いたします。</p>
<p>その他</p>		
19	<p>保育士試験に合格すれば、すぐに保育士として働くことができますか。</p>	<p>保育士試験合格後、まずは保育士登録を行っていただく必要があります。</p> <p><u>保育士試験に合格しても、保育士登録が完了し、保育士証の交付を受けるまでは、保育士として名乗ることはできません（＝保育士として働くことはできません）。</u></p> <p>保育士登録の方法については、登録事務処理センターのホームページを御参照ください。なお、保育士証の交付については、申請から2カ月程度かかりますので、御留意ください。</p> <p>（登録事務処理センターHP：<a href="https://www.nippo.or.jp/hoikushi/">https://www.nippo.or.jp/hoikushi/</a>）</p>